

---

---

# テキストの生産者としての中世の公証人

フランソワ・ムナン

〈パリ高等師範学校〉

---

## 1. イタリア都市社会における公証人とその役割

私は本報告の主題として、12世紀から14世紀にかけてのイタリアの公証人を選びました<sup>1</sup>。公証人はテキストの生産という任務を負いますが、彼らは何百万もの文書を作成し、その一部が今日まで伝えています。ルッカのような平均的な都市では、13・14世紀の公証人登記簿が千冊ほど保存されており、各登記簿にはそれぞれ数百ないし数千の法行為の記録が記されています<sup>2</sup>。これらの公証人文書は書く行為やその目的、書き手によって付与された形式をめぐる問題の無尽蔵の源泉となっています。実際に公証人は非常に正確な専門知識を有した職業人であり、また彼らの多くは自身の専門活動やその意味について省察を行う文化人でもありました。

公証人による業務の実践方法やその理解の仕方は、この研究集会の趣旨説明書によって提起された諸問題をよく照らしだしてくれます<sup>3</sup>。公証人文書は、我々に与えられたテキストの定義にあるように、相互に結び

- 1 全体像を知るための手引きとして、F. MENANT, *L'Italie des communes (1100–1350)*, Paris, 2005, chap. 8 ; A. BARTOLI LANGELI, « Il notaio », dans *Ceti, modelli, comportamenti nella società medievale (secoli XIII–metà XIV). XVII convegno internazionale di studi (Pistoia, 14–17 maggio 1999)*, Pistoia 2001 参照。諸都市で活動する公証人の集合描写については、以下の註で引用する個別研究、とくに註3で引用した研究を参照のこと。
- 2 公証人登記簿（ないし原本登録簿、後述）の大半は破棄されてしまった。今日まで伝来する登記簿は作成されたもののうちのほんの一部でしかない。保管の偶然性に応じて、都市ごとの相違は顕著である。ルッカ（13世紀の登記簿は536点、14世紀のものは367点）やシエナ（13世紀の登記簿はわずか4点だが、14世紀のものは226点）、フィレンツェでは数百もの登記簿が保存され、トレヴィーゾのような小都市でも14世紀に関してはミラノやローマといった大都市より多くの登記簿が伝来している。これに対して、旺盛な経済活動に支えられてさまざまな文書を産出したはずの都市アスティには、登記簿が1点しか伝来していない。押しも押されぬ公証人制度の拠点であるボローニャについていえば、登記簿が3点しか伝来していないものの、こうした悲惨な状況は、1255年以降のものについて保存された *Memoriali*（後述）のおかげで緩和されている。
- 3 公証人の専門活動とその作成技術に関する豊富な研究文献のうち、古典作品を紹介する。A. PETRUCCI, *Notarii. Documenti per la storia del notariato italiano*, Milan, 1958 ; 個別研究の論文集である *Studi Storici sul Notariato Italiano* ; とくにこの論文集の第1号である G. COSTAMAGNA, *Il notaio a Genova tra prestigio e potere*, Rome, 1970 ; *Sources of Social History. Private Acts of the Late Middle Ages*, éd. P. BREZZI et E. LEE, Toronto, 1984 に掲載された諸論文を参照。最近の研究では、とりわけ A. MEYER, *Felix et inclitus notarius. Studien zum italienischen Notariat vom 7. bis zum 13. Jahrhundert*, Tübingen, 2000, および以下のすぐれた個別研究を参照。P. MERATI, « Il mestiere di notaio a Brescia nel secolo XIII », *Mélanges de l'École Française de Rome. Moyen Âge*, 114/1 (2002) ; O. REDON, « Quatre notaires et leurs clientèles à Siennese et dans la campagne siennoise au milieu du XIII<sup>e</sup> siècle », *Mélanges de l'École Française de Rome. Moyen Âge*, 85 (1973), p. 79–141 ; Ead., « Le notaire au village. Enquête en pays siennois dans la deuxième moitié du XIII<sup>e</sup> siècle et au début du XIV<sup>e</sup> siècle », dans *Campagnes médiévales : l'homme et son espace. Études offertes à Robert Fossier*, Paris, 1995, p. 667–680。比較的最近の研究集会の報告集として、*Il notariato italiano del periodo comunale*, Plaisance, 1999 がある。*Notaires et crédit dans l'Occident méditerranéen médiéval*, dir. F. MENANT et O. REDON, Rome, 2004 には、イタリア諸都市の公証人制度、および公証人の果たした経済的役割についての論文が含まれる。しかし、この分野に関わる膨大な量に上るすぐれた研究をここですべて列挙することは不可能である。たとえば、A. PETRUCCI, A. BARTOLI LANGELI, G. G. FISSORE, J.-L. GAULIN らによる後述するその他の論考も見よ。

そのうえ、ここで選択的に挙げた研究は本報告のテーマからして意図的にイタリアに関わるものに限定しているが、イタリアとならぶ公証人制度の本場である南フランスや地中海側のスペインに関する研究もきわめて活発に行われている。ここで

ついた諸テキストの総体のなかきわめて厳密に位置づけられます。公証人の根源的な役割は、依頼人が口頭で自分に委ねた取引を、文書に法効力を付与することになる然るべき書式にしたがって作成された文書に仕立て上げることにあります。それはたいていの場合、財産の売買や貸借、貸付、労働契約、嫁資の設定、死後の財産目録、分割相続などといった経済取引に関わるものです。しかし、公証人が法文書に転換させる取引ないし申請の中身は、どのようなものでもかまいませんでした。たとえば、公証人は列聖手続きのための証拠書類や、これ以上賭け事に身を委ねないことを取り決めた約定書、そして軍事遠征の帰還後になされた戦利品分配の記録を作成しています。

公証人は同一の法行為について、(綴じられていない紙片あるいは冊子のかたちで、羊皮紙あるいは紙を用いてというように)さまざまな支持体にいくつかの書類を次から次へと作成しますが、各々の文書には固有の価値と機能があります。彼は依頼人が口頭で行う説明を、厳密な規則にしたがって書かれることになる、この定式化された書面に適合させねばなりません。公証人はまた、口頭によるこの説明を翻訳しなくてはなりません。法文書の言語はラテン語であったのに対して、日常的なコミュニケーション言語はイタリア語であったからです(付録7に掲載したように、イタリア語は会計簿など、日常的に作成される書類に対しても用いられました)。紛争の和解手続きを進めるため、あるいは法廷で提示するために後になって公証人文書を利用しようとする場合、その文書は再びイタリア語で解説されました<sup>4</sup>。要するに、公証人文書は法効力を有していたのです。的確な書式集に則って作成され(もっとも有名な公証人手引書のうちの2点の抜粋である仏語版付録1を参照)、本人の特定を可能とする公証人の署名を具えた文書は、法廷において証拠書類としての役割を果たしました<sup>5</sup>。実際に、公証人は当初は皇帝、次いでコムーネといったように、公権力の担い手によって任命されています。資格審査につづいて行われるこの任命こそが、公証人に「公信用 *fides publica*」を付与するのです。この公的性格が公証人文書に時間を超越した価値を与え、当該文書は公証人の死後も永遠にその価値を保持するのです。

しかし、テキスト生産における公証人の役割は、こうした専門活動に限られるものではありません。平均的な人々よりも豊かな教養をもち、あらゆる階層に属する人々と日常的に接触していた公証人は、知識の仲介者としての役割を果たしましたが<sup>6</sup>、それは支配者集団との接触や読書によって得た文化、倫理、歴史に関する基礎知識を、自分たちほど教養を有していない人々のもとに広めるといふかたちをとりました<sup>7</sup>。また、

は、南フランスの公証人制度に関する最近の研究をいくつか挙げるにとどめておく(なかでもプロヴァンスはもっとも精神的な研究の対象となり、現在でも関心の高い地方である)。D. SMAIL, *Imaginary Cartographies: Possession and Identity in Late Medieval Marseille*, Ithaca, 2000; J. DRENDEL, « Notarial Practice in Rural Provence in the Early Fourteenth Century », dans *Urban and Rural Communities in Medieval Languedoc, Southern France, and Provence*, dir. K. REYERSON et J. DRENDEL, Boston — Leyde, 1998, p. 209-238 (付録5参照); このほか、モンペリエ最古の公証人登記簿であるジャン・オラニーの登記簿(1327-1328)に関する K. REYERSON et D. SALATA, *Medieval Notaries and Their Acts*, Kalamazoo, 2004 (付録4参照)の注釈書参照。同じく南フランスの公証人制度に関して、公証人登記簿の研究手法に多大な影響を与えた以下の論考も取り上げておく。L. STOUFF, « Les registres de notaires d'Arles (début XIV<sup>e</sup> siècle-1460): quelques problèmes posés par l'utilisation des archives notariales », *Provence Historique*, XXV (1975), p. 305-324。同じような趣旨のもの(すなわち歴史家による公証人登記簿の利用をめぐる批判的な考察)として、O. REDON, « Le notaire au village... »がある。そして、地理的にきわめて広大な領域を扱いつつも、南欧に関する一連の論考を含む研究集会の報告集として、*Le notaire, entre métier et espace public en Europe (VIII<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle)*, dir. A. MAILLOUX et L. VERDON, Aix-en-Provence, 2008がある。

4 言語の転換については、*Les langues de l'Italie médiévale*, dir. O. REDON, Paris, 2002参照。

5 公証人手引書のほか、この職業の就業規則に関する詳細な史料がある。それは公証人の同職組合規約であるが、そのいくつかはすでに公刊されている。ここではポーニャの公証人組合規約のみを挙げておく。*Lo statuto della società dei notai di Bologna dell'anno 1288*, éd. G. TAMBA, dans *Notariato medievale bolognese*, II. *Atti di un convegno (febbraio 1976)*, Rome, 1977 (Studi Storici sul Notariato Italiano, III), p. 223-283。公証人の就業規則は、この職業が公的性格を有するがゆえに都市条例に盛り込まれることもある。

6 この表現については、J. VERGER, *Les gens de savoir dans l'Europe de la fin du Moyen Âge*, Paris, 1997, p. 25参照。

7 さまざまな形態をとった公証人の文化的役割に関する研究は膨大な数に上る。この問題については、O. REDON, « Les notaires dans le paysage culturel toscan des XIII<sup>e</sup>-XV<sup>e</sup> siècles, scribes, traducteurs, auteurs », dans *Hommage à Jacqueline Brunet*, dir. M. DIAZ-

公証人は役人として都市行政を担い<sup>8</sup>、12世紀から13世紀の転換期には、膨大な公文書の産出を内実とする「文書革命」を引き起こしました<sup>9</sup>。さらに彼らは自分の所属する都市に関する歴史叙述の編纂や<sup>10</sup>、コムーネ体制に関わるさまざまなイデオロギーの生産<sup>11</sup>、さらには13世紀以降ルネサンスの到来を告げ知らせた第一級の人文主義者サークルにおける古代文学の再発見とその翻訳・再生産において<sup>12</sup>、中心的な役割を演じています。公証人がこうした側面に及ぼした影響は本日のテーマとは関係ありませんが、当時のイタリアにおいてその影響力が決して取るに足らないものでなかったことを強調しておく必要があります。

## 2. 経済の構成要素としての公証人文書

13世紀のイタリア諸都市では非常に多くの公証人が活動していました。オディル・ルドンの試算によると、成人男性20人につき1人が公証人でした。ポローニャでは公証人の数は人口5万人のうち1300人にのぼりました<sup>13</sup>。周辺に居住する農民が取引を結ぶために足を運んでやってくる集落でも、1人ないし2人の公証人が活動していました<sup>14</sup>。公証人の大部分は中間層に属していました。彼らは一日中働く必要はなかつ

ROZZOTTO, Besançon, 1997, p. 213–222 ; A. PETRUCCI, « Modello notarile e testualità », dans *Il notariato nella civiltà toscana*, Rome, 1985, p. 123–145 ; M. ZABBIA, « Formation et culture des notaires (XI<sup>e</sup>–XIV<sup>e</sup> siècles) », dans *Cultures italiennes (XII<sup>e</sup>–XV<sup>e</sup> siècles)*, dir. I. HEULLANT-DONAT, Paris, 2000, p. 297–324からはじめるのがよいだろう。

- 8 P. RACINE « Le notaire au service de l'état communal italien », dans *Les serviteurs de l'État au Moyen Âge. Actes du XXIX<sup>e</sup> congrès de la Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public (Pau, 1998)*, Paris, 1999, p. 63–74 ; G. G. FISSORE, « Il notaio ufficiale pubblico dei comuni italiani », en ligne dans *Scrineum* (<http://dohc.unipv.it/scrineum/fissore.htm>) ; Id., « Alle origini del documento comunale : i rapporti fra i notai e l'istituzione », dans *Le scritture del comune. Amministrazione e memoria nelle città dei secoli XII e XIII*, dir. G. ALBINI, Turin, 1998 ; A. BARTOLI LANGELI, « La documentazione degli stati italiani nei secoli XIII–XV : forme, organizzazione, personale », dans *Culture et idéologie dans la genèse de l'État moderne*, Rome, 1985, p. 35–55 ; Id., « Notariato, documentazione e coscienza comunale », dans *Federico II e le città italiane*, dir. P. TOUBERT et A. PARAVICINI BAGLIANI, Palerme, 1994, p. 264–277 ; Id., « Cancellierato e produzione epistolare », dans *Le forme della propaganda politica nel Due e nel Trecento (Trieste, 2–5 marzo 1993)*, dir. P. CAMMAROSANO, Rome, 1994, p. 251–261.
- 9 O. REDON, « Écrivains du pouvoir », dans *Les langues de l'Italie médiévale...*, p. 9–128 ; *Civiltà comunale : libro, scrittura, documento*, Gênes, 1989 ; *Le scritture del comune...* ; *Kommunales Schriftgut in Oberitalien. Formen, Funktionen, Überlieferung*, dir. H. KELLER et T. BEHRMANN, Munich, 1995 ; cf. J.-C. MAIRE VIGUEUR, « Révolution documentaire et révolution scripturaire : le cas de l'Italie médiévale », *Bibliothèque de l'École des Chartes*, 153, 1995, p. 177–185.
- 10 公証人の年代記作家としての側面に照明を当てたジローラモ・アルナルディの先駆的な研究は、この系譜に属するすぐれた研究を生み出すきっかけとなった。G. ARNALDI, « Il notaio-cronista » ; G. ARNALDI, *Studi sui cronisti della Marca Trevigiana nell'età di Ezzelino da Romano*, Rome, 1963 ; Id. et L. CAPO, « I cronisti di Venezia e della Marca Trevigiana dalle origini alla fine del secolo XIII », dans *Storia della cultura veneta*, dir. G. FOLENA, Vicence, 1976, I, p. 387–423 ; G. ORTALLI, « Notariato e storiografia in Bologna nei secoli XIII–XVI », dans *Notariato medievale bolognese...*, II, p. 143–190 ; M. ZABBIA, « Notariato e memoria storica. Le scritture storiografiche notarili nelle città dell'Italia settentrionale (secc. XII–XIV) », *Bullettino dell'Istituto Storico Italiano per il Medio Evo*, 97 (1991), p. 75–122 ; Id., « Il contributo dei notai alla codificazione della memoria storica nelle città italiane (secoli XII–XIV) », *Nuova Rivista Storica*, 82 (1998), p. 1–16 など。
- 11 M. GIANSAnte, *Retorica e politica nel Duecento. I notai bolognesi e l'ideologia comunale*, Rome, 1999 ; Id., « Retorica e ideologia nei prologhi del Liber Paradisus di Bologna (1257) », *Nuova Rivista Storica*, 79 (1995), p. 675–694 ; A. BARTOLI LANGELI, « Cancellierato e produzione epistolare... » ; Id., « Notariato, documentazione e coscienza comunale... » ; cf. aussi O. REDON, « Connaissance du droit et fonction politique dans les communes toscanes du XIII<sup>e</sup> siècle », dans *Construction, reproduction et représentations des patriciats urbains de l'Antiquité au XX<sup>e</sup> siècle*, dir. C. PETITFRÈRE, Tours, 1999, p. 251–260 ; G. TAMBA, *Una corporazione per il potere : il notariato a Bologna in età comunale*, Bologne, 1998. とくに目立った事例として、A. I. PINI, « Un principe dei notai in una "repubblica di notai" : Rolandino Passageri nella Bologna del Duecento », *Nuova Rivista Storica*, 84 (2000), p. 51–72 ; J.-C. MAIRE VIGUEUR, « Cola di Rienzo », dans *Dizionario Biografico degli Italiani*, 26, Rome, 1982, p. 662–675.
- 12 研究の出発点として、L. GUALDO ROSA, « Préhumanisme et humanisme en Italie : aspects et problèmes », dans *Cultures italiennes*, p. 87–120.
- 13 *Liber sive matricula notariorum comunis Bononie (1219–1299)*, éd. R. FERRARA et V. VALENTINI, Rome, 1980 (*Fonti e strumenti per la storia del notariato italiano*, III) ; cf. J.-L. GAULIN, « Affaires privées et certification publique. La documentation notariale relative au crédit à Bologne au XIII<sup>e</sup> siècle », dans *Notaires et crédit...*, p. 55–95 は、さまざまな都市について知られている公証人の数をまとめている。長期にわたり毎日きちんと記録された公証人組合の登録簿（成員名簿）のおかげで、この専門職に関する人口学的、社会学的分析が可能である。
- 14 O. REDON, « Quatre notaires... » ; Ead., « Le notaire au village... » ; P. TONIOLO et E. PODESTÀ, *I cartulari del notaio Giacomo di Santa*



たものの、その活動によってさほど富を蓄積することもできなかったのです。実際に、公証人文書の作成は非常に安上がりでした。もっとも簡単な類の文書には3デナリウス、つまりほんのわずかな費用しかかかっていません(12デナリウスの代価を支払って作成された文書の例として、付録6Aを参照)。今日ではその介入を招くことのないような日常生活上のあらゆる取引についても、人々は実に気軽に公証人に文書作成を依頼しています。公証人登記簿はきわめて少額の貸付(付録5E)や、織物・穀物(付録5A・B・C)・動物(付録6C)の売買契約、徒弟奉公契約などで満ちています。ブドウ酒や織物の購入といった少額のものも含めて、膨大な数の取引が信用販売され、支払いを保証するためにその取引が公証人登記簿に登録されました(付録6C)<sup>15</sup>。実際のところ、このあとすぐに取り上げることになる公証人登記簿の普及は、当時の飛躍的な経済発展に対応しています。12世紀末以降、経済取引はそれ以前に比べて著しく増加したはずであり、結局のところ公証人登記簿は経済発展を容易にするような技術的発明なのです。もっとも登記簿はその後、商業書簡や商業帳簿に部分的にその地位を奪われていきますが。こうした事情は、公証人制度の本場であると同時にローマ法の適用地域でもある地中海ヨーロッパ全体に妥当します。地中海ヨーロッパとは、イタリアに加えてプロヴァンス(付録4、5)、ラングドック、マシフサントラル(中央山塊)、カタルーニャ、ヴァレンシアといった諸地方のことです。

### 3. 公証人文書作成の諸段階

さてここで、公証人テキストの構成要素について取り上げましょう。この制度の成立を画した決定的な段階は公証人登記簿の出現です。今日まで伝来する最古の登記簿であるジェノヴァの公証人登記簿は、12世紀中葉に遡ります。それまで文書はオリジナルのかたちで羊皮紙片に直接書かれていましたが、通常はそれが2部作成され、それぞれ契約当事者双方に手渡されました(付録2)。公証人登記簿はこの手続きを大いに簡素化することになります。公証人は法書式のまったく欠如した証書の要約を登記簿に記載します。日常のありふれた取引については、2・3行の書き込みで十分でした(付録3、4、5、6A)。これは原本または覚書(imbreviatura)です。この登記簿は原本登記簿ないしは覚書の登記簿、さらにはカルチュレールなどと呼ばれました。13世紀に羊皮紙よりも安価な紙が普及したおかげで、登記簿の一般化が進みました。公証人は必要に応じ、羊皮紙を用いて(「写し」ないし「公正謄本」と呼ばれる)「公正証書 instrumentum [publicum]」を作成しますが、それは裁判官の前で提示しうるものでした(付録6C。付録4には instrumentum が一通作成された(extractum)という記述がありますが、日付はわかりません。これは多分、この取引が異国の商人と関わっているためでしょう)。かくして、文書作成にかかる費用は大いに軽減され、安全性が増大しました。というのも、公証人は証明力を有する登記簿を保存し、これを子孫に譲り渡していったからです。人々は数十年を経た後に法行為の記録を公証人登記簿のなかに見だし、財産についての権利証明を得るためにそこから写しを作成してもらうことができたのです(付録6Dはおそらくこれにあたります)。

公証人文書は三つないし四つの段階を経て作成されました<sup>16</sup>。

まず、公証人は契約を構成する諸要素を綴じられていない紙片に書くことからはじめます。公的な価値を有していない単なる下書きメモであるこれらの紙片は保管されることがなかったため、今日ほとんど伝来し

*Savina (1283–1289). Storia e vita del borgo di Ovada alla fine del secolo XIII*, Ovada, 1991.

15 *Notaires et crédit...*

16 この点について、たとえば以下の研究がある。G. COSTAMAGNA, *La triplice redazione dell'instrumentum genovese*, Gênes, 1961; Id., « Dalla "charta" all'"instrumentum" », dans *Notariato medievale bolognese...*, II, p. 20–26; Id., *Il notaio a Genova...*, chap. II; このほかボローニャ(*Notariato medievale bolognese...*, II; J.-L. GAULIN や G. TAMBA の前掲論文など)のほか、ミラノやバヴィア、フィレンツェなど、イタリア諸都市における公証人の活動に関する研究が多数ある。

ておりません。

次いで、公証人は自身の登記簿に、短縮された形式で証書を作成します<sup>17</sup>。一部の地方では、文書は全文記録簿と呼ばれる別の登記簿に詳しく筆写されることもあります。取引を記録するための根本的な道具は原本登記簿でした。

最後に、必要に応じて、またときには原本の作成から長い時を経たあとで、公証人あるいはその後継者が公正証書を作成し、これを顧客かその権利所有者に手渡すことがあります。これについては、先ほどいくつか事例を挙げておきました。なかには、公正証書をただちに作成させて、これを個人の文書庫に保管することを好む顧客もいました（付録4、ならびに付録8、9でのそれらしき言及参照。本稿註23も参照のこと）。

場合によっては、コムーネの公式登記簿への登録という4番目の作成段階がありますが、この登記は取引にさらなる保証を付与するとともに、コムーネ当局による取引の管理を可能にします。たとえばボローニャではその価格が20リブラを超える商取引については（それは取引全体のおよそ3分の1を占めますが）、「覚書き *Memoriale*」というコムーネの登記簿にその要約を記載せねばなりません（付録6A・B）<sup>18</sup>。係争が生じた場合、この登記簿を参照するだけで十分でした。かくして、取引は二重に保証されました。公証人登記簿の有する証明力と、コムーネ当局による登録とによってです。この事例において当局は文書の真正性を保証するべく2度にわたって介入したことになります。というのも、公証人を任命してこの人物に「公信力 *fides publica*」を付与したのは、紛れもなくこの政治機関であったからです。その上、コムーネ当局は原本のさらなる写しを作成させることもありました。たとえば、返済されなかったがゆえに裁判に訴えられることになる貸付の写しが、裁判開始時にコムーネの別の登録簿である「負債による召喚記録簿 *bandi per debiti*」に記載されました（付録6D）<sup>19</sup>。

#### 4. 大量生産に向けた公証人文書の発展

こうして、同一の取引に関して13世紀の公証人が産出した一連のテキストは、外部の関心や外部からのさまざまな圧力に対応したものです。

それは第一に、実用的で法的な有効性をめぐる関心です。そこで問題となるのは、何よりもまず、必要が生じたときに自己の財産を守ろうとする顧客に対して、簡単に使用でき、法的にも信頼のおける便利な道具を提供することにあります。そこから、気軽に法行為の記録を見つけ出して裁判で利用することのできる公証人登記簿に大勢の人間が依存する状況が生まれました。

公証人登記簿は飛躍的な経済発展が要請する迅速な文書作成、つまり書類の大量生産への必要性にも対応

17 公証人登記簿は伝来量や繰り返しがあまりに多く、密度もきわめて濃いことから、ほとんど公刊されてこなかった。しかし入手可能な刊本は数十程度ある。この簡素な技法に関して最近刊行されたものとして、A. MEYER (éd.), *Ser Ciabattus. Imbreviature lucchesi del Duecento*, I, anni 1222–1232, Lucques, 2005 (cf. Id., « Der Luccheser Notar Ser Ciabatto und sein Imbreviaturbuch von 1226/1227 », *Quellen und Forschungen in Italienischen Archiven und Bibliotheken*, 74, 1994, p. 172–293) がある。これより古い刊本のうち、今日伝来する最古の公証人登記簿群に属するジェノヴァの登記簿の作成年代は、きわめて早い時期のものである（1154–1164年）。*Il cartolare di Giovanni Scriba*, éd. M. CHIAUDANO et M. MORESCO, 2 vol., Turin, 1935 (réimpr. anast. Rome, 1970)。地中海ならびに黒海の出先機関でジェノヴァの公証人によって作成された登記簿については、M. BALARD (éd.), *Gênes et l’Ostre-mer. Les actes de Caffa du notaire Lamberto di Sambuceto 1289–1290*, Paris-La Haye, 1973 ; および *Notai genovesi in Oltremare*, dir. GEO PISTARINO, depuis 1972所収の論文を参照。

ただし、フィレンツェやミラノ、ローマといった都市の公証人登記簿の刊本が参照可能である。

18 G. TAMBA, « I memoriali del comune di Bologna nel secolo XIII. Note di diplomatica », *Rassegna degli Archivi di Stato*, XLVII (1987), p. 235–290 ; Id., *Una corporazione per il potere : il notariato a Bologna in età comunale*, Bologne, 1998 ; J.-L. GAULIN, « Affaires privées et certification publique... »。

19 « Le bannissement pour dettes à Bologne au Moyen Âge », dir. J.-L. GAULIN, *Mélanges de l’École Française de Rome. Moyen Âge*, 109/2 (1997), p. 477–567, particulièrement Id., « Les registres de bannis pour dettes à Bologne au XIII<sup>e</sup> siècle : une nouvelle source pour l’histoire de l’endettement », p. 479–499。

しています。ジェノヴァの港やピアチェンツァ、ミラノのビジネス街、そしてそれほどには活発でない都市においてさえ、毎日何百もの商取引が結ばれました。農村の集落では、公証人の前で大量の取引が行われたのは市場の立つ日でのことでした。いずれの場合でも公証人文書は即座に作成されました。公証人はその場でメモをとり、少しあとで登記簿にこれを記載しました——ただし、ずっと後になってから記載するということは決してありませんでした——。公証人の同職組合規約では、すぐに登記するという義務について明記しています。こうして、テキストの産出は大量生産という性質を帯び、それ以前の時代の少量生産とは際だった対照をなすことになります。

文書の支持素材の発達がこの発展に重要な役割を果たしています。紙が羊皮紙にとって代わるとともに、字が走り書きになってときには極端なまでに字と字の幅が詰まるようになります。これ以後の文書は、ポローニャの公証人学校で生まれ、「公証術 *ars notariae*」の偉大な教師の手引書によって広められた規格化された書式に則って作成されました（付録1）<sup>20</sup>。それぞれの種類の取引について特定の書式が幅を利かせるようになり、これによって法律条項を単なる「など etc.」という文言で表すなど（付録1、4）、原本を著しく簡潔にすることが可能となりました。

## 5. 経済的関心

実際のところ、公証人への日常的な依存は経済のグローバル化という時代を特徴づけています。この時期以後、商業・金融活動の大部分は人間関係を大きく超えた市場で展開されます。イタリア人は北海からマグレブ地方、さらには中近東まで、既知の世界のあらゆる場所で購入、売却、貸付を行っています。公証人文書はこのネットワークを機能させるのに寄与する道具立てでした。この役割を商社の帳簿と為替手形に奪われるまで、公証人文書はどのような状況でも、またどこであろうと貸付金を回収し、シャンパーニュの市やチュニスで商業債権を運用し（モンペリエとヴァレンシア間での両替に関する付録4参照）、さらにはまったく見知らぬ人に債権を転売することすら可能にしました（近隣都市住民に対する債権の償還を扱っている付録8）。

したがって、法形式としての公証人文書のおかげで、経済・財務取引を実質的に無限の地理的空間へと拡大していくことができるようになりました。公証人文書のもつ法的性格とその強制力こそがこの拡大と、拡大がもたらす相対的匿名性を可能にしたのです。ついでながら、公証人の存在が知られていないか、あるいはイタリアほど高い地位を享受していないといった、異なるコンテキストのもとでは、登記による商取引を保証したのは公権力でした。この分野でシャンパーニュの市において監督官の果たした役割は、司教の司法機関である教区裁判所の果たした役割と同様によく知られています。

## 6. 政治情勢

イタリアにおいてもまた商業・財政文書の産出と保証に政治の介入が見られます。しかし、この介入は商取引が発展した後の段階で起こるのであって、北方の国々の場合とは異なり、その介入が公証人文書の地位を奪うのではなくてこれに枠をはめるものでしかありません。12世紀末以降——まさしく公証人文書が増加していくのにともない——、コムーネ当局は経済取引、とりわけ信用取引の制御を試みていきます。これ

20 公証人の手引書についての手頃な解説として O. GUYOTJEANNIN, « Les actes de crédit chez les maîtres du notariat bolonais au XIII<sup>e</sup> siècle », dans *Notaires et crédit...*, p. 7-29がある。cf. G. ORLANDELLI, « Genesi dell'ars notarie nel secolo XIII », *Studi Medievali*, 6, 1965, vol. 2, p. 329-366 ; *Rolandino e l'Ars notaria da Bologna all'Europa : atti del convegno internazionale... sulla figura e l'opera di Rolandino (Bologna, 9-10 ottobre 2000)*, dir. G. TAMBA, Bologne, 2002。大部の手引書の刊本 : ROLANDINO PASSAGERI, *Summa artis notariae*, Venice, 1546 (réimpr. anast., Bologne, 1977) ; ROLANDINI PASSAGERII, *Contractus*, éd. R. FERRARA, Rome, 1983 ; SALATIELE, *Ars notarie*, éd. G. ORLANDELLI, Milan, 1961 ; ZACCARIA DI MARTINO, *Summa artis notarie*, éd. R. FERRARA, Bologne, 1993。

は経済や市民生活に干渉しようとする動きを急速に示すようになったコムーネの政治動向のうちの一面でしかありません。この介入主義は登記料や商業取引税などを徴収するコムーネにとって実入り多きものであったでしょう。しかし、そのためには（それ自体公証人で満ちた<sup>21)</sup> 官僚組織を築き上げねばなりません。この組織がまたテキストを生産するのですが。

この点については、ここ数十年すぐれた諸研究を生み出す対象となった、公証人制度と法学の中心地ボローニャでとくにはっきりと見てとることができます<sup>22)</sup>。ボローニャのコムーネ行政は13世紀を通じて何百もの公証人登記簿を蓄積し——表裏2ページを一枚と換算して全部で数万枚にのぼります——、同一の登記簿を2部ないし3部保管することもよくありました。かくして、先に指摘したように、20リブラを超える取引にかかわる公証人文書は一冊の登記簿にまとめられました（付録6A・B）。1点の公証人文書をもとに開始された裁判係争はそれ自体が新たなテキストの生成をもたらしました。たとえば、借金の不払いは大部の登記簿の作成に加えて、負債による召喚者登録簿への滞納者の登録、そして通常は負債が返済された場合に裁判への召喚を取り消す新たな一連の書類作成というかたちをとりました（付録6Dにある裁判手続き書類の一部を参照。これは負債による召喚者名簿への写しである）。負債による召喚が毎年何千件にもものぼり、それぞれの件が3部筆写されているところからして、この行政部門だけでどれだけ大量の書類が生産されたかが想像できます。

ボローニャ以外の都市では、負債の不払いが引き金となって生じた訴訟手続きの記録は公証人自身の登記簿に見いだすことができます。個人に対し自由職業者として活動する公証人は、自らがそのテキストを産出した債権に関する裁判記録を作成するコムーネ役人としても活動しているのです。その場合、取引用の項目と裁判手続き用の項目とを分けて、それぞれ登記簿の始めと終わりから書きはじめる公証人もいれば、この二つの活動の成り行きにまかせて二種類の記録を区別せずに混ぜ合わせる公証人もいました。

## 7. 増しゆく同一文書のヴァリエーション

したがって、公証人文書は——同一文書の2点作成という——12世紀初頭のシエナのような比較的単純な状況から出発して、イタリア諸都市で著しい普及とめざましい発展を遂げました。13世紀後半には公証人の筆に委ねられたそれぞれの取引は、根本的には——取引の報告という——同一の内容を有しているものの、形式と支持体の異なるいくつものテキストを生み出すようになります。それは、メモ断片、登記簿に記載された原本、公正証書、そして場合によってはコムーネ登記簿、さらにしばしば事後に生じた裁判手続きの記録といったテキスト群です。

## 8. 公証人登記簿のライバル：会計簿

こうした公証人文書の増加や多様化と平行して、取引に関する記録がますます個人的な形式をとるようになります。実業家や土地所有者はオリジナルの契約証書を作成させて、自分自身の文書庫を作り上げました。このことは多くの死後財産目録から知ることができます。——鍵の掛けられた——故人の文書箱を開けてみると、不動産登記証書やときには貸付、掛け売りにかかわる何十通もの証書までもが出てきます<sup>23)</sup>。

21 前述。

22 *Notariato medievale bolognese...*, II; G. TAMBA, «I memoriali...»; Id., *Una corporazione per il potere...*; Id., «Il notariato a Bologna», dans *Documenta '93*, Parme, 1994, p. 41-73; «Le bannissement pour dettes...»; J.-L. GAULIN, «Les registres de bannis pour dettes...»; Id., «Affaires privées et certification publique...». より古い研究として、B. SCHWARZ, «Das Notariat in Bologna im 13. Jahrhundert», *Quellen und Forschungen in Italienischen Archiven und Bibliotheken*, 53 (1973), p. 49-92.

23 多数の事例のうち一例を挙げる (Crémone, Archivio di Stato, Archivio Segreto del Comune, Pergamene, 2509, a. 1277)。1277年、ある富裕なクレモナ市民の死後、鍵の掛けられた「文書箱 *scriniolo*」の中から、現金や小麦の貸付や穀物の売却に関する進



しかし、文書作成に関する個人のイニシアティブはそれよりはるかに先をいっています。13世紀以来多くのイタリア人は読み書きができ<sup>24</sup>、しばしば自分自身の帳簿をもち（「*liber rationum* 会計簿」（付録9参照）、「*libricino* 小型帳簿」（付録7B）、あるいは「ノート *quaternum*」（本稿註26参照））、そこにあらゆる種類の物品の購入や支出、さらには初歩的な簿記など、自分の行った取引を書き留めました（行の末尾に合計欄の付された付録7の帳簿草稿を参照）<sup>25</sup>。この個人的な文書は、公証人文書やさらには宣誓証言と比べても、法廷での価値はほとんどありませんが<sup>26</sup>、相続人に受け渡されていく個人的な帳簿をもっていれば、取引内容を理解したり、当該取引に対応する公証人文書を見つけ出すことができたのです。

私はこの社会で文書が有していた重要性をとくに示してくれる事例として、付録7を取り上げたいと思います。これは、書き方を知らない15世紀トスカーナの農民が所持していた帳簿です。この農民は契約相手や、たまたまそのとき近くに居合わせたまったくの他人に取引内容の要約を書かせています。これと似た同時代の帳簿が少なくとも1点伝来していますが、それは南フランスのケルシーの農民家族によるものです<sup>27</sup>。モゾのランフランクの死後財産目録（付録9）には、債務者の息子たちによってランフランクの帳簿に書き込まれた債権についての記録があります。ランフランクもまた書く能力を有してはいませんでした、だからといって帳簿の所持が妨げられることはありませんでした<sup>28</sup>。

## 9. 取引を記録するさまざまな方法

個人の会計簿は実際には13世紀以降増加する記録形態、すなわち公証人文書とは異なる、あるいは公証

行中の信用状に関わる何十もの「公正証書 *instrumenta*」が見つかった（これらの公正証書それぞれに公証人登記簿の原本が対応していたのは確かであるが）。これより百年前に作成された別のクレモナ住民の財産目録では、合計82リブラ15ソリドゥスにのぼる18件の債権を列挙しているが、文書についてのいかなる記述もみられない。貸付行為を書面に書き留めることはこの時代によりやく一般化したにすぎない。これとは対照的に、目録では物故者の不動産の所有権を構成する「証書 *instrumenta*」に包括的に言及している（*Le carte cremonesi dei secoli VIII–XII*, éd. E. FALCONI, III, Crémone, 1987, n° 600 p. 345, 1182）。

- 24 この問題に関する主要なアウトラインと研究文献については、É. ANHEIM et F. MENANT, « Instruction et mobilité sociale dans l'Europe méditerranéenne autour de 1300 », dans *La mobilità sociale nel medioevo : rappresentazioni, canali, protagonisti, metodi d'indagine (Atti del convegno, Roma, 28–31 maggio 2008)*, dir. S. CAROCCI (sous presse). 以下の著作2冊は情報とアイデアに満ちた小品である。D. BALESTRACCI, *La zappa e la retorica : memorie familiari di un contadino toscano del Quattrocento*, Florence, 1984 ; Id., *Cilastro che sapeva leggere. Alfabetizzazione e istruzione nelle campagne toscane alla fine del Medioevo, XIV–XVI secolo*, Pise, 2004.
- 25 13世紀トスカーナにおけるこの種の文書の利用については、A. MEYER, *Felix et inclitus notarius...*, p. 351–352参照（読み書きのできない者に関する後述の文章も参照のこと）。トスカーナの会計簿のうち、入念に作られた文学作品の趣をもつ会計簿については（本報告では直接関係することはないが）、おびただしい数の研究文献がある。一般的な概説のみを挙げるとすれば、A. CICHETTI et R. MORDENTI, *I libri di famiglia in Italia. I (seul paru). Filologia e storia letteraria*, Rome, 1985がある。このほか古典的研究として、C. BEC, *Les marchands écrivains. Affaires et humanisme à Florence (1375–1434)*, Paris-La Haye, 1967とC. KLAPISCH-ZUBER, *La maison et le nom. Stratégies et rituels dans l'Italie de la Renaissance*, Paris, 1991 (introduction, chap. I et II)がある。また、C. DE LA RONCIÈRE, *Un changeur florentin du Trecento : Lippo di Fede del Sega (1285 env.–1363 env.)*, Paris, 1973は、ここでの検討対象により近い種類の会計簿、すなわち初歩的な会計簿を紹介している。
- 26 1203年以降、所有権をめぐる訴訟でベルガモの裁判コンソレに対してこの種の文書が提示されるようになる。一例を挙げると、農村貴族家系の出自であるラッリオのマイフレドゥスは自ら主張する土地所有権の根拠として、その土地が「自分のノートに書かれている *in quaterno suo scripta*」という事実を挙げたうえで、その帳簿を提示した。しかし、その係争相手であるサン・ヴィンチェンツォ司教座聖堂参事会を代表して出廷した参事会員は、聖堂参事会による土地の貸借関係を取り決めた公証人の手になる「公正証書 *instrumentum*」（この文書は厳密に言えば所有権を証明する証書としての価値はない）を提示し、これが宣誓による参事会側の権利確認という結果を導いた（Bergame, Archivio della Curia Vescovile, Archivio Capitolare, Pergamene, n° 3152）。この係争はこの種の個人的な書類が証明力に乏しかったことを示唆する。もし債権をより確実に回収しようとするなら、公証人に文書作成を依頼した方がよいということである。
- 27 F. HAUTEFEUILLE, « Livre de compte ou livre de raison : le registre d'une famille de paysans quercynois, les Guitard de Saint-Anthet (1417–1526) », dans *Écrire, compter, mesurer. Vers une histoire des rationalités pratiques*, dir. N. COQUERY, F. MENANT et F. WEBER, Paris, 2006, p. 231–247.
- 28 読み書き能力を有していない人物がこうした帳簿を保持していたもうひとつの事例について、D. BALESTRACCI, *La zappa e la retorica...*, p. XIX et p. 5, et Id., *Cilastro che sapeva leggere...*, p. 44–45参照。



人文書に準じた記録形態の一つにすぎません。公証人は——少なくとも商業帳簿が法廷でしばしば認められるようになるまでは——、市場で見知らぬ人とのあいだでなされる商取引に不可欠な存在であって、実際に各個人が生涯にわたって関係をとり結ぶことになる顔見知りの人びと、つまり家族や隣人、かぎられた社会層といった数十人程度の人びとのサークルをはるかに超えた存在です。これらの身近な人たちとの取引では、公証人はまったく必要とはされません。それまでの数世紀のあいだそうであったように、人びとはたいいて定型のことばで満足していましたが、その言葉は場合によっては個人の備忘録に記録されることもありました<sup>29</sup>。テキストで「文書なしで sine carta」という文言で表現されるような、口頭でなされた貸付を死後の財産目録<sup>30</sup>か租税申告書<sup>31</sup>にて要約筆記するばあい、親族や友人、分益小作人、その他の従属民などを対象とした例が驚くほど多いことに気づかされます。これらの要約型文書は実際にきわめて多様な記録形態を有しています。

私は1297年に死亡したクレモナの富裕な市民であるモゾのランフランクの死後財産目録を具体例として挙げました（付録9）。彼は——全財産の半分に相当すると思われる総額230リブラにのぼる——大金をそれぞれ地元とピアチェンツァにある二つの銀行に預けましたが（クレモナ、およびとりわけピアチェンツァはシャンパーニュやジェノヴァ、東方などで活動を展開する金融業の一大中心地でした）、1点の公証人文書にすら触れていません。おそらくは銀行業者の帳簿がその証拠となったのでしょう。彼はさらに23の債権を保持していました。最初の債権は個人的で無償の性格を帯び、つづく2点の債権については財産目録が「公正証書 instrumenta」に言及しています。そしてそれ以外の債権については「XがNリブラの負債を負う」と言われている *dicitur quod x debet n libras* という書式で満足していますが、この文言は取引が口頭でな

29 J.-L. GAULIN et F. MENANT, « Cr dit rural et endettement paysan dans l'Italie communale », dans *Endettement paysan et cr dit rural dans l'Europe m di vale et moderne (Actes des XVII es Journ es internationales d'histoire de l'abbaye de Flaran, septembre 1995)*, Toulouse, 1998, p. 35-68 ; et F. MENANT, « Pour une histoire de l'information sur le cr dit rural au Moyen  ge. Esquisse de probl matique et  tudes de cas en Italie du Nord aux XII -XIV  si cles », dans *Information et soci t  en Occident   la fin du Moyen  ge. Actes du colloque international tenu   l'Universit  du Qu bec   Montr al et   l'Universit  d'Ottawa (9-11 mai 2002)*, r unis par C. BOUDREAU, K. FIANU, C. GAUVAUD et M. H BERT, Paris, 2004, p. 135-150 参照。この問題についての学際的な視点については、とりわけ * crire, compter, mesurer...* の序文をとくに参照のこと。

30 この種の情報を提供してくれる死後財産目録は、12世紀以降のものについてイタリアの文書館に多数保管されている。これに類似する文書として、悪しき方法で獲得した財産を返還する覚悟を死の間際に表明した高利貸しの告白があるが、その告白にしても文書を作成せずに口約束だけで貸付を行ったものの比率が高い。もっとも、口約束による貸付は当該貸付から数年を経て支払い能力のない債務者の財産を差し押さえたとき、契約書によって補われることもある（この点については、たとえば G. M. VARANINI, « L'attivit  di prestito ad interesse », dans *Storia di Vicenza*, vol. II, *L'et  medievale*, Vicenza, 1988, p. 206, 215を参照。付録の文書6Dの筆写行為はおそらくこの類の行為の先駆けをなすものであろう）。13世紀末以降厳格になった利付きの貸付禁止が、公証人による登記に対する貸し手の関心の喪失を招く重要な要因の一つとなったのは確かである。

31 担税者が自身の負債を申告し、公証人文書がない場合でも課税対象とされる収入からその分を控除してもらう可能性は、税務申告（エスティモ *estimo*）の導入によって急速に消滅していった。これがあまりに安易な不正行為を生むからである。今日まで伝来するエスティモのうち最初期のいくつかのもの（13世紀前半）にのみ、かかる控除が認められていた。たとえば、断片が残っている1228年パヴィアのエスティモがその例である（ d. E. BARBIERI, « I pi  antichi estimi pavesi (1228-1235) », *Bollettino della Societ  Pavese di Storia Patria*, 80 (1980), p. 18-31）。1235年ボローニャで農村を対象に実施されたエスティモの記録の一部が残っている。農民たちは証拠書類に触れることなく少額のものが大半を占めるさまざまな負債を申告しているが、そのなかには隣人同士で契約関係を結んだものもあった（*item debet solvere* [所与の額を某に] *quos sibi mutuavit ... Item tenetur reddere* [所与の額を某に] *quos sibi mutuavit*）。これらの負債は課税対象とされた資産から控除された（*De qua extimatione deduxit seu extraxit XII sol. quos debet dare Richelde uxore Magaroni de Muntione quia eos sibi mutuavit*, Bologne, Archivio di Stato, Estimati di citt  e contado, serie III, Busta 2, Arviliano e Montione, cahier b, f. 9）。F. BOCCHI, « I debiti dei contadini (1235). Note sulla piccola propriet  terriera bolognese nella crisi del feudalesimo », dans *Studi in memoria di Luigi Dal Pane*, Bologne, 1982, p. 169-209 ; Ead., « Aspetti della vita quotidiana nel castello di Suviana (1235) », *Atti e Memorie della Deputazione di Storia Patria per le Antiche Provincie di Romagna*, n.s., XXXI-XXXII (1980-1981), p. 115-135の指摘を参照のこと。これに続く1245年ボローニャのエスティモでの申告からは、公証人文書によって裏付けられる負債のみが控除の対象とされている。この種の負債は数的にきわめて少ないが、このことは1235年に申告された負債の大部分が文書作成を伴っていなかったことを示している。その後、都市政府は動産を査定して課税することを完全にあきらめた。負債は租税申告にさいしてはるか後になつてからしか再び現れることはない。

れたことをよく示しているように思われます。最後の23点目の債権は8リブラ10ソリドゥス分の債権ですが、これは借主の息子の手で故人の会計簿に書き込まれました。これらの記録形態は、銀行システムを通して間接的にその債権者となるまったく見知らぬ人から近所の友人にいたるまでの、それぞれ異なる取引や社会関係の種類に対応しています。

もう一つの事例を挙げましょう（付録8）。これは1296年に死亡したごく普通の鍛冶屋のささやかな取引を扱っていますが、相手と取りむすぶ関係の種類に応じて異なる記録形態を使用していたことをよく表しています。彼は銀行取引に関わる公証人文書を2点しかもっていませんでした。この文書によると、鍛冶職人は本人の所有する動産の大部分を占めると想定される14リブラを——ランフランクと同じく——ピアチェンツァ銀行に預け、さらに危険を賭して別の都市に居住する人物への2リブラの債権の買い戻しという別の金融取引を行っています。しかし、友人と隣人用の備忘録という、これとはまったく異なる記録簿によると、鍛冶職人は利子をつけずに口約束で（*gratis sine carta*）隣人たちに少額の金銭を貸付けています。

## 結 論

ここまで私たちがざっと概観してきた文書のアンソロジーから、経済取引の記録を保持する方法が実に多様であったことがわかります。公証人登記簿は性格と形式の異なるあらゆる種類のテキストを最終的には倍に増やすこととなりますが、それはコムーネが一部の公証人文書を2度、さらには3度にわたって登録するのみならず、個人が自分の帳簿を所持するか文書庫を設置して、あるいは単純に記憶と定型のことに頼りながら、公証人登記簿の内容を要約したりそのまま筆写することにもよっています。財貨の質入れが契約書の代わりとなる動産担保つき貸付については言うまでもありません。サラティエレが事例として挙げている質入れされた法律手引書（付録1）は、それが債権者によって返還され公証人文書と置きかえられるときまでまさしく契約書の代替物となったようです。クレモナの古文書館にはこの慣行が（1190年に）実践されていたことを示す具体例が伝わっています。ある聖堂参事会員が一冊の小さな法律書（小さな教会法書一冊 *unum parvum de decretis*）を質草として預けました。しかし彼は、返済時まで参事会宝物庫管理人のもとに担保を保管してもらった許可を債権者——聖堂参事会に近いある家系出身の俗人男性——から得ました。これによって参事会員は質草を使用しつづけることができたのです<sup>32</sup>。取引で文書を利用したり、利用せずに済ますために当時のイタリア人がいかに独創性を発揮したかを示すこの最後の事例をもって、本報告を締め括ることにいたしましょう。

（西村善矢 訳）

32 Bergame, Archivio della Curia Vescovile, Archivio Capitolare, Pergamene, n° 334, 1190.